

2020年11月26日 №.154

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 渡辺 啓二

東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL03-6779-8382 FAX03-6453-7857

URL:<http://www.nugw.jp/>

Email:nugw@nugw.jp

全国一般全国協



9/12～13 第30回定期大会 @東京芝本部

（1）コロナ危機に立ち向かい、「命・暮らし・雇用」を守る決意を新たに！
30回大会は、コロナ感染対策で急遽「ズームオンライン大会」として、70名を超える代議員・傍聴者と地方の執行部が一齊に参加した。ブロック単位でキーステーション労組に集合し大会议に参加するという形を取り、当日は技術的トラブルも無く、「手作りのオシライン大会」として何とか成功裏に一日間の大会運営を進めることができた。

（2）冬場の感染拡大の中、職場・地域で労働組合の力の發揮が求められている！
コロナ危機で新自由主義のグローバル化による矛盾が、社会・経済・政治全般に渡って一気に噴出し、非正規労働者・外国人労働者を始め多くの労働者が困難に陥っている。「アベノマスク」に象徴される無策と、安倍政治を引き継ぐ菅政権どは語るに落ちる。今こそ私たちが、「命・暮らし・雇用」を守るという労働組合の喫緊の任務を如何に全うするかが問われている。

（3）年末年始、全力で取り組もう！
（1）コロナ危機に立ち向かい、「命・暮らし・雇用」を守る闘いを、かとなつた社会情勢を全体で把握し、全国一般全国協議会としての、進むべき具体的な方向を確認し合った大会だ。

（2）冬場の感染拡大の中、職場・地域で労働組合の力の發揮が求められている！
企業が8・8%・約32万社あるという。すでに解雇や雇い止めが、11月6日の時点まで7万242人（ハロワーク届出）に上る。長期の自宅待機や休業・休職・賃金の減額、更には「希望退職」・雇い止め・解雇・廃業・倒産というような、労働者の一方的なシワ寄せを許さず断固闘おう。

第30回大会成功から、年末年始と21春闘勝利へ！



● 訊報 ●
野村貴副委員長が、闘病中のところ、8月22日急逝されました。謹んで哀悼の意を表します。（6面に「追悼文」掲載）

10月末時点の完全失業者数は8か月連続増の210万人。非正規労働者は前年同月比で123万人減少し、2029万人となっている。

2月からのコロナ関連経営破たん（1千万円以上）が600件を超える。コロナ危機が長引いたら「廃業を検討」という中小企業が8・8%・約32万社あるという。すでに解雇や手当・有給の夏祭冬季休暇・病気休暇、年末年始の祝日割増賃金など、多くの手当を正社員と同様に認められる最高裁判決を勝ち取った。しかし、一時金・退職金・賃金面では依然として非正規差別が続いている。
コロナ危機の今こそ、正規・非正規の均等待遇が社会的に問われている。とりわけ、休業補償制度からこぼれる未組織の労働者と団結していくことが重要だ。労働相談活動を強め、非正規労働者、「エッセンシャルワーカー」、移住労働者共同行動の拡大が求められている。中小非正規労働者の賃金闘争としての最賃の引き上げの社会運動を、共闘を前に年末年始の取り組みを強めよう！

- スケジュール
- 11/27(金)18:30～ @東京・全水道会館
21けんり春闘発足集会
 - 12/7(月)～ 全国協・統一情宣Week
 - 12/19(土)正午～ @東京芝・本部会議室
全国協・第2回中央執行委員会
 - 1/30(土)13:00～/31(日)正午
全国協・第26回各県代表者会議
@東京・新橋ばるーん(予定)

20条裁判

言葉だけの「同一労働同一賃金」はいらない!

◆許せない「最高裁判決」 10月13日と15日に、最高裁判所は労働契約法20条をめぐるいくつかの判決を言い渡した。

◆真の「同一労賃」を!! 結論のポイントは、「手当」や「福利厚生」についてはある程度非正規差別を認めないが、賃金（基本給、一時金、退職金）については、格差があつてもそれは合理的なものであり、許せない。

◆法定最賃の引上げを!! このことも契機になつて、巷では「同一労働同一賃金」がまことしやかに話され、非正規労働者の期待も高まっている。来春闘でテーマになることは間違いない。私たち

は言葉のみが一人歩きする「同一労働同一賃金」を真に実現する運動を進めなくてはならない。

◆法定最賃の引上げを!! 非正規労働者の賃金は、最低賃金そのままか若干の上乗せがある程度で、ほとんど最賃に張りついており、今最賃を引き上げを来春闘の中核テーマにしよう。

◆非正規女性の賃上げを そして、非正規労働者の7割は女性であり、女性の賃上げにもつながる。「同一労働同一賃金」の本旨の課題はここにある。（担当中執・大野隆）

最高裁は今年7月に組合側の上告の大部分を不受理として基本給支給を容認する決定をすでに下

最高裁は、東京高裁が認めた退職金支給の是非に絞られていた。これについて最高裁は、退職金は正社員と同額支払うべきだといふ組合側の上告を棄却し、4分の1という

げることは多くの低賃金労働者の賃上げ実現につながる。「99%と1%」の二極化・分断を打破するため、最低賃金引上げを来春闘の中心テーマにしよう。

全国一般東京東部労組メトロマース支部が「不当判決」の旗を持ち、「非正規2千万規労働者への退職金の不支給を容認する差別判決を言い渡した。

東京東部労組は執行委員会声明を発し、非正規差別撤廃まで闘いを断固として続ける決意を明らかにした。

20条裁判

最高裁の不当判決糾弾！

全国一般東京東部労組メトロマース支部

◆許せない「最高裁判決」 10月13日と15日に、最高裁判所は労働契約法20条をめぐるいくつかの判決を言い渡した。

◆真の「同一労賃」を!! 結論のポイントは、「手当」や「福利厚生」についてはある程度非正規差別を認めないが、賃金（基本給、一時金、退職金）については、格差があつてもそれは合理的なものであり、許せない。

◆法定最賃の引上げを!! このことも契機になつて、巷では「同一労働同一賃金」がまことしやかに話され、非正規労働者の期待も高まっている。来春闘でテーマになることは間違いない。私たち



11月14・15日、ユニオン・合同労組連絡会「第5回総会・交流会」5回総会・交流会が、オンラインで東京・岐阜・福岡を結び、約百人が参加しておこなわれた。

第1日目、初めに平賀全国協委員長が基調提案した。コロナ危機は、労働者の貧困と格差そして分断を拡大した、命と生

【左頁に続く】

11/14・15

「年末年始には大量の失職者がいる恐れ」
棗弁護士が労組支援体制を訴える

待遇格差を巡る5訴訟の判決

5訴訟	審理対象	1審	2審	最高裁
アルバイト職員 VS 大阪医科薬科大学	ボーナス	✗	○	✗ 13日
売店の契約社員 VS 東京メトロ子会社	退職金	✗	○	✗ 13日
契約社員 VS 日本郵便 (東京・大阪、 佐賀の3訴訟)	年末年始 勤務手当	○	○	○ 15日
	扶養手当	○	✗	○ 15日
	夏季・ 冬季休暇	判断が 割れる	○	○ 15日

※○は「格差は不合理」と認定、✗は認定せず

最高裁は、正社員の4分の1のみの支払いや賞与の差別を容認する決定をすでに下したため、判決は正社員の4分の1のみの支払いや賞与の差別を容認する決定をすでに下

最高裁は今年7月に組合側の上告の大部分を不受理として基本給支給を容認する決定をすでに下したため、判決は正社員の4分の1のみの支払いや賞与の差別を容認する

最高裁は、東京高裁が認めた退職金支給の是非に絞られていた。これについて最高裁は、退職金は正社員と同額支払うべきだといふ組合側の上告を棄却し、4分の1という



【右頁から続く】
政と組織強化・拡大、の

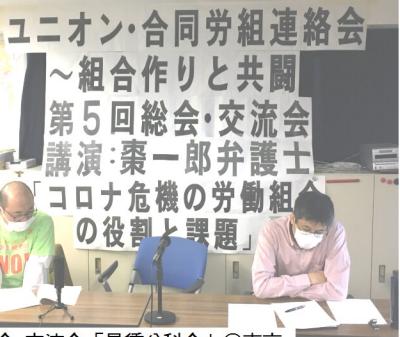
三つがおこなわれた。

二日目には、友好労

組の報告が、①郵政
川中央執行委員、②労働者ユニオンの浅

本部の小谷野書記長、
③全国ユニオンの鈴木会長、の三人から

あつた。
まとめを岐阜一般の本間会長、閉会挨拶を北九州共闘セン



第5回総会・交流会「最賃分科会」@東京

9/25 &
10/21

集中連帯行動で三つの争議現場 初めての争議行為に学習会と 準備を重ねて： ユニオン北九州

ユニオン北九州は、9月25日と10月21日、集中連帶行動として3つの争議状態になっている職場への申し入れを行いました。

今回、初めて争議行為に取り組む当該たちのために、事前にこれまでの職場闘争の映像を見て学習会を行い、当該たちが中心になつてチラシやプラカード、シュプレヒコール等を準備しました。

福岡市の光應寺では、窃盗の疑いをかけられて解雇された法務員がマイクを握り、「人生を返せ!」と怒りの声をあげました。お寺で働く者たちも労働者として当たり前の権利を勝ち取っていきたいと思います。

次に向かつた飯塚市の庄内衛生舎では、未だに春闘交渉が妥結できず、組合員に対する差別・排除の攻撃が行われています。



9/25 「光應寺」社前行動 @福岡市

佐々木さんは県南部の運送会社に採用後、主に関西と仙台間で貨物を運送していた。本年5月、社長から「運転している車両の車検が10月に切れている」と送っていた。本年5月、佐々木さんは「運転している車両の車検が10月に切れても同時に退職になる」と宣告された。これに対し、佐々木さんは「納得がいかない」と拒否したが、会社は本

年8月に解雇予告通知書を突き付けた。すぐさま、佐々木さんが加入した宮城合同労働組合との間で団体交渉が開催され、組合が解雇白紙撤回を要求したが会社は拒絶した。佐々木さんは決断し、10月29日、仙台地裁に地位確認の裁判を起こした。

10月29日、仙台地裁に地
裁判長が解雇白紙撤回を要求したが会社は拒絶した。佐々木さんは決断し、10月29日、仙台地裁に地位確認の裁判を起こした。

佐々木さんは「納得がいかない」と拒否したが、会社は本

10/29 撤回裁判へ！ 宮城合同労組 コロナ便乗の不当解雇、

全国一般 神奈川

移住労働者バングラディッシュ人 2名の解雇・権利侵害との闘い

会社は、本年6月初旬、男性運転手を新規に採用し、運送業務に従事させている。コロナや車検切替を口実にすぎず、労働条件改善を求めてきた佐々木さんを嫌悪した不当解雇に他ならない。皆様に佐々木さんの裁判支援をお願いします。

株式会社フジプロテックで8年半働いていたバングラディッシュ人のA氏が、6月20日懲戒解雇となり、組合に加入しました。

解雇理由に根拠がなく、解雇予告手当不支給に加え、労災隠し、残業代割り増し分未払い、一人だけ社会保険未加入期間があることなども判明しました。また退職予定のB氏も組合に加入しました。

初回の団交で、勤務時間外のGPS素行調査結果で、「モスクに行つた」

が解雇理由に（当時モスクは工事中で付近の知人宅に行つた）。第二回団交では、違法行為には調査し是正の姿勢を見せたが、第三回団交では反故にしました。

団交での早期解決が難しいと判断した組合は、懸案の項目のうち、2名の組合員の賃金未払い申請立てと、労災の本人申請を受け、労働基準監督署に立てる。労災の本人申請を、労働基準監督署に行いました。賃金未払いは改善命令が出て、労災認定も取り組みが前進しています。他の項目は労使交渉継続中です。



10/12 関生事件判決報告集会 @連合会館



9/3 韓国サンケン労組を支援する会を結成、毎週木曜社前行動へ

2016年の解雇争議を、日本本社への連日の抗議行動で闘い、解雇撤回、原職復帰を勝ち取ったが、復帰後も組合への嫌がらせが続き、今回のコロナ禍での会社解散、全員解雇。

一方、本社は韓国に別の子会社を設立、韓国サンケン社長は、「組合が

10/12 関西生コン「大阪スト2次事件」判決報告集会に60人参加

10月12日、「裁判所は生コン業界の組合つぶしに加担するな! 大阪スト

10月12日、「裁判所はライキ2次事件 判決報告集会」(連合会館・東京)に約60人が参加した。

10月8日の大阪地裁判決は、組合2人に対して、17年12月ストと現場行動を「威力業務妨害」として、求刑通りで重い懲役2年半、執行猶予として

「関西生コン事件」は、18年7月から18回繰り返された逮捕・起訴で、現在は関西4府県の裁判所で8つの刑事裁判がおこなわれている。

最後に、全日建・菊池

はめいっぱいの5年といふ有罪判決を下した。協定違反をし続けた大阪広域協組を免罪し、「運賃引き上げの約束を守れ」

韓国サンケンの仲間は、サンケンの仲間に応えて、会社解散に対し、労働者組合が9月3日「支える会」を結成、9月10日から、木曜行動を開始。早朝の本社抗議、志木駅での情宣、池袋での社前抗議。これからも、出来る限り支援していきます。

(柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会)

の要求が行動目的であつたことを黙殺した不当判決だ。

(柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会)

（柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会）

（柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会）

（柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会）

（柳瀬洋・全国一般東京都南部労働界分会）

11月2日

16時～

東京地

方裁判所

611号法廷に

主張した。

裁判長は次回裁判では

口頭弁論を行なわない予

が行われた。それに引き

定だつたが、原告側が反

続いて会場を日比谷図書

文化館に移し、「ホーム

ヘルパー国賠裁判を支援

する会」千倍返しのキッ

ク・オフ集会」がリモー

ト参加併用で開かれた。

（2）記念講演「コロナ禍で明らかになつた介護



11/2 第3回裁判報告会 @日比谷図書館

弁護団の太田弁護士が委員長が、「共謀罪適用判決だ、国家ぐるみの労組つぶしに全力で反撃しつづけていく」と決意を述べて、会をしめくつた。

（鹿児島大学）が行われた。度重なる介護報酬の引き下げによりもたらされた介護保険制度の危機的状況を新型コロナが直撃し、介護崩壊が現実化した今、ヘルパー国賠裁判は政策形成訴訟としての意義があることなどが述べられた。

（鹿児島大学）が行われた。度重なる介護報酬の引き下げによりもたらされた介護保険制度の危機的状況を新型コロナが直

る会への賛同・入会のお願いが述べられ20時過ぎ盛会の内に終了した。

（滝川貞治・東京南部ヘルパー連絡会）

11/2 第3回ヘルパー国賠裁判 国の「権限不行使」を訴える!!

11月2日

16時～

東京地

方裁判所

611号法廷に

主張した。

裁判長は次回裁判では

口頭弁論を行なわない予

が行われた。それに引き

定だつたが、原告側が反

続いて会場を日比谷図書

文化館に移し、「ホーム

ヘルパー国賠裁判を支援

する会」千倍返しのキッ

ク・オフ集会」がリモー

ト参加併用で開かれた。

（2）記念講演「コロナ

10/23

ユナイテッド不当解雇撤回 銀座デモに400名結集!!

ユナイテッド闘争団



11/22

「野村貴さんを偲ぶ会」を おこなう

11月22日、京都部落解放センターにて「野村貴さんを偲ぶ会」を開催しました。

労働運動、政治闘争、市民運動、反弾圧闘争などと一緒に活動してきた友人たち15人の呼びかけで、当日は65名が参加し月8日には急変して緊急

手術。その後は昏睡状態が続き、8月22日に還らぬ人となりました。

新型コロナの影響で、お見舞いもできず、皆さん心残りもあったと思います。

ていたことでした。

関西生コン弾圧との闘いで、5月下旬の京都地裁前での2週間連続抗議行動の最終日に武委員長釈放された感激について多くの方が発言しました。野村さんの最後の闘い

り、最後まで闘いぬいたり、最後まで闘いぬいたたまに、多くの仲間が語ってくれたので、野村さんの闘いを知る良い機会になつたと思います。

若い組合員の参加もありました。野村さんの最後の闘いとなつた反弾圧の闘いを必ず闘いぬいて勝利しようと決意が新たになりました。

多くの方が発言の中で触れられたことは、野村さんが決めたことはどこにやり通す強さと労働者へのやさしさを併せ持つ

11/22 「野村貴さんを偲ぶ会」@京都市

負など弱い立場の不安定雇用労働者を勇気づけ、組合の大切さを訴えるメッセージもアナウンスし、信号待ちの方々の温かい声援を受けました。

ユナイテッドはコロナを理由に経営悪化を訴えていますが、史上最高利益計上中での不当な解雇の責任からは絶対に逃がさず闘います。ご支援を宜しくお願ひいたします。

第4回控訴審は1月29日15時、高裁825法廷。当該の証人尋問があります。

(ユナイテッド闘争団 千田正信 吉良紀子)

オンラインでの対話で各議案は進行した。

例年の大会であれば、議案に対して様々な質疑応答がありその都度互いに考え方を直で話し合い表情・反応を感じる事でより良い決議が行えると思

深刻なコロナ危機での開催。またオンライン会議といつた初めての試み。今一度、オンライン会議に参加して感じた事は人ととのつながりはとても大事だということ。対

感想文

全国協第30回定期大会
(オンライン)に参加して:
関谷 祐太(中金労組書記長)

全国協第30回定期大会
(オンライン)に参加して:
関谷 祐太(中金労組書記長)

新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に広がる最中、各団体が日頃の活動を共有し様々な課題を取り組んできた成果を取りあう場である定期報告しあう場である定期大会がコロナ渦の感染対策としてオンライン開催で行われた。

今大会は画面上の各代議員を映像で確認する事は出来ますが、しっかりと意思疎通がなされていなかったのがオンラインでの会話だけでは分かりづらいました。

コロナ渦で定期大会が中止・延期といった最悪な事態には至つてはいませんが、一日でも早く新型コロナウイルスが感染拡大する前に各団体・各労組の今後の活動をともに頑張って乗り切つていきましょう。

全国一般中金労働組合書記長 関谷 祐太

8月22日、全国一般労働組合全国協議会にとつて、また、地域・全国の労働運動の仲間達にとつて共に闘う同志である野村貴中央副執行委員長（69歳）が永眠されました。

全国一般全国協は、かけがえのない素晴らしい仲間を失いました。

野村さんは、全国一般全国協の中央副執行委員長を務める傍ら、自立労働組合連合執行委員長、きょうとユニオン副委員長という重責を担い、日夜を分かたずまさに粉骨碎身で闘い、その姿は多くの仲間から多大な信頼を寄せられていきました。

1991年の全国一般全国協結成の直後から、自立労連の中心的な活動家として、全国一般全国協運動の中心的な役割を担い、最貧

闘争、京都Xバンドレーダー阻止の闘い、脱原発・再稼働阻止の闘いなど、多くの幅広い活動の最先頭を担つてきました。そして、地域の無権利状態の労働者の味方として、労働相談・労働組合の結成・争議に奔走しました。

野村さんは、全国一般全国協の中央副執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長は、京都の中心メンバーとして、不当逮捕された執行委員長（69歳）が永眠されました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

野村貴中央副執行委員長には全国一般全国協執行委員長の姿がありました。

闘いを前進させました。

闘いの連続で駆け抜け「弾圧事件」に対しても、京都地裁の前で抗議

と京都地裁の前で抗議

闘いの連続で駆け抜け

闘いの連続で駆け抜け

闘いの連続で駆け抜け

闘いの連続で駆け抜け

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

闘いを前進させました。

かしそれも今は叶いません。

2020年8月24日

合掌

明 声

野村貴中央副執行委員長を追悼する

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 平賀雄次郎

